

市第 153 号議案

横浜市精神障害者生活支援センター条例及び横浜市総合  
保健医療センター条例の一部改正

横浜市精神障害者生活支援センター条例及び横浜市総合保健医療  
センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市精神障害者生活支援センター条例及び横浜市総合  
保健医療センター条例の一部を改正する条例

（横浜市精神障害者生活支援センター条例の一部改正）

第 1 条 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成11年3月横  
浜市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「提供」の次に「、精神障害者に関するサービ  
スの利用調整等」を加える。

第 5 条第 6 項中「第 8 条第 1 項」を「第11条第 1 項」に改める  
。

第 9 条を第12条とし、第 8 条を第11条とし、第 7 条の次に次の  
3 条を加える。

（利用料金）

第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げ  
る額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金  
」という。）を支払わなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律（平成17年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条

第17項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第17項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額

(2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(利用料金の納付)

第9条 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第2条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「、相談」を「及び相談」に、「促進等」を「促進、精神障害者に関するサービスの利用調整等」に改める。

第9条第2号の2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「定める額」の次に「並びに精神障害者生活支援施設において、法第5条第17項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第51条の14第3項の規定により定められた費用の額、法第5条第17項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第51条の17第2項の規定により定められた費用の額」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜市精神障害者生活支援センター及び横浜市総合保健医療センターにおいて、一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行うとともに、これらの事業に係る利用料金を定める等のため、横浜市精神障害者生活支援センター条例及び横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市精神障害者生活支援センター条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（事業）

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供、精神障害者に関するサービスの利用調整等

（第 4 号から第 7 号まで省略）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 11 条第 1 項に規定する横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（利用料金）

第 8 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 17 項に規定する地域相談支援を受ける場合は法第 51 条の 14 第 3 項の規定により定められた費用の額、法第 5 条第 17 項に規定する計画相談支援を受ける場合は法第 51 条の 17 第 2 項の規定により

定められた費用の額

(2) 前号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(利用料金の納付)

第 9 条 利用料金は、その都度納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会)

第 11 条 (本文省略)  
第 8 条

(委任)

第 12 条 (本文省略)  
第 9 条

横浜市総合保健医療センター条例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現 行)

(事業)

第 2 条 センターは、次の事業を行う。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 地域で生活する精神障害者の日常生活の支援及び相談、地域  
、相談  
における交流活動の促進、精神障害者に関するサービスの利用  
促進等  
調整等

(第 8 号省略)

(利用料金)

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(2) の 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者自立支援法の法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を受けける場合、自立訓練施設において同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を受けける場合又は就労支援施設において同条第 14 項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受けける場合は、法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により定められた短期入所、自立訓練又は就労移行支援に係る費用の額及び同条第 1 項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額並びに精神障害者生活支援施設において、法第 5 条第 17 項に規定する地域相談支援を受けける場合は法第 51 条の 14 第 3 項の規定により定められた費用の額、法第 5 条第 17 項に規定する計画相談支援を受けける場合は法第 51 条の 17 第 2 項の規定により定められた費用の額

（第 2 号の 3 から第 5 号まで省略）